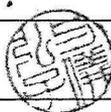


起 案 用 紙

報道機関発表	要・否	分類番号	
起 案	平成 30 年 1 月 2 2 日	文 書 番 号	第 号
決 裁	平成 年 月 日	原議保存期間	30・10・5・3・1・1未
施 行	平成 年 月 日	起 案 者	監察課訟務係 (862-0110-内線 ■)
施行方法			階級氏名 警部 國仲 嘉 
知事	副知事	総務部長	総務統括監
			総務課長
			班長 主査
			財政統括監
			財政課長
			課長補佐 班長 主任
公安委員長 	委員 	委員	
本部長 	警務部長 		
	首席監察官 	監察課長 	監察官 
	平良 	警務課長 	管理官 
	警備部長 	警備第二課長 	次席 
			課長補佐 
			係長 
損害賠償請求事件の控訴に伴う議案提出について (梁)			
損害賠償請求事件 (平成28年 (ワ) 第893号) の那覇地方裁判所の判決を不服として			
控訴するため、別添のとおり議会へ議案提出してよろしいでしょうか。			
○ 原告 ■■■■■ (訴訟代理人 池宮城紀夫以下8名)			
○ 被告 沖縄県 (代表者沖縄県知事 翁長雄志)			

議案の概要の説明

部課名 警察本部警務部監察課

1 件名

損害賠償請求事件の控訴の提起について

2 議案提出の必要性

平成30年1月16日、那覇地方裁判所（平成28年（ワ）第893号）損害賠償請求事件について、那覇地方裁判所から被告の沖縄県に損害賠償を命ずる敗訴判決の言渡し及び判決書の送達がなされたが、この判決を不服として控訴するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

3 議案の概要

- (1) 原告は、平成28年11月3日、米軍北部訓練場周辺の県道を自動車で行く中、警視庁警察官に工事に対する抗議参加者として扱われ、2時間以上留め置かれた上、ビデオ撮影をされたことは、原告の自由及びプライバシーを侵害する違法なものであり、精神的苦痛を被ったとして、沖縄県に対し、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条に基づき、慰謝料50万円及びこれに対する平成28年11月3日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める民事訴訟を、平成28年11月7日に那覇地方裁判所に対して提起した。
- (2) 県警察としては、頻発していた米軍北部訓練場周辺での工事車両に対する危険かつ違法な抗議行動を防止するための措置であり、必要最小限の方法で行った適法・適切な措置であった旨主張したが、平成30年1月16日、那覇地方裁判所から、沖縄県の敗訴判決が言い渡されたため、この判決を不服として控訴するものである。

4 根拠法令

- (1) 地方自治法第96条第1項第12号

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み

6 添付資料

(1) 根拠法令等の参照条文

(2) その他参考となる資料

損害賠償請求事件の控訴の提起について（案）

平成30年第2回臨時会

警察本部警務部監察課

乙第1号議案

損害賠償請求事件の控訴の提起について

那覇地方裁判所（平成28年（ワ）第893号）損害賠償請求事件の控訴の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 件 名 損害賠償請求事件（那覇地方裁判所平成28年（ワ）第893号）
- 2 当 事 者 原告 [REDACTED]
[REDACTED]
被告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖繩県（代表者知事 翁長雄志）
- 3 事案発生年月日 平成28年11月3日
- 4 判 決 日 平成30年1月16日
- 5 損 害 賠 償 額 300,000円及びこれに対する平成28年11月3日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金
- 6 判 決 内 容 別紙のとおり

平成30年 月 日提出

沖繩県知事 翁 長 雄 志

理 由

平成30年1月16日、那覇地方裁判所（平成28年（ワ）第893号）損害賠償請求事件について、那覇地方裁判所から被告の沖繩県に損害賠償を命ずる敗訴判決の言渡し及び判決書の送達がなされたが、この判決を不服として控訴するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

参照条文

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（議決事件）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる

事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第五百九十二条及び第五百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第五百九十二条及び第五百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係

る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

- 十二 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

○国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）

（公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

- 2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

控 訴 状 (案)

平成30年1月30日

那覇地方裁判所 民事部 御 中

控訴人 沖縄県 (代表者知事 翁長雄志)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

控訴人訴訟代理人

弁護士 宮城和博

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目16番11号

リーガルプラザ3階宮城和博法律事務所(送達場所)

電 話 098-979-5735

FAX 098-979-5736

被控訴人 [REDACTED]

〒 [REDACTED]

損害賠償請求控訴事件

訴訟物の価格 金 30万円

貼用印紙額 金 1万6,500円

上記当事者間の那覇地方裁判所平成28年(ワ)第893号損害賠償請求事件について、平成30年1月16日に言い渡された判決は、全部不服であるから控訴をする。

原判決の表示

- 1 被告は、原告に対し、30万円及びこれに対する平成28年11月3日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。

- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その2を原告の、その余を被告の負担とする。

控訴の趣旨

- 1 現判決を取り消す。
 - 2 被控訴人の請求を棄却する。
 - 3 訴訟費用は、第1、第2審とも被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

控訴の理由

控訴の理由及び証拠は、追って補充する。

添付書類

控訴の理由及び証拠は、追って補充する。

- 1 控訴状 (副本) 1通
- 2 訴訟委任状 1通

平成30年1月30日

被控訴人訴訟代理人

弁護士 宮城 和博